

品川区20歳からの健康診査実施要綱

制定 平成28年 3月 22日 要綱第109号

(目的)

第1条 品川区20歳からの健康診査（以下「健診」という。）は、低年齢化傾向にある高血圧、高脂血症、糖尿病やメタボリックシンドロームなどの生活習慣病を予防するため、生活習慣が大きく変化する時期である20歳から健康診査を実施することで、病気の早期発見を図るとともに、若年期から生活習慣病予防の意識を高め、将来の生活習慣病の減少および重症化防止に資することを目的とする。

(健診対象者)

第2条 健診の対象者は、区内在住の健診受診日が属する年度の末日における年齢が20歳から39歳までの区民で、勤務先等で健康診査を受ける機会のない者とする。

(事業の実施)

第3条 健診は、地区医師会に委託して実施するものとする。

(実施機関)

第4条 地区医師会は、同会に加入している病院または診療所のうちから実施機関を指定するものとする。

(実施期間)

第5条 健診は、年間を通じて実施する。なお、健診日および健診時間は、実施機関の診療時間内とする。

(受診回数)

第6条 健診の受診回数は、1人につき年1回とする。

(費用)

第7条 健診に要する費用は、全額区の負担とする。

(診査内容)

第8条 診査の内容および判定は、次のとおりとする。

(1) 検査項目

ア 問診

イ 身体測定（身長・体重）

ウ 理学的検査

エ 血圧測定

オ 尿定性検査（蛋白、糖、潜血）

カ 血液検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、GOT、GPT、
γ-GTP、血糖、ヘモグロビンA1c、血清鉄、血色素、ヘマトクリット、赤血
球、クレアチニン、尿酸、白血球、血小板）

(2) 判定

判定にあたっては、検査または計測値およびその他の所見を参考とし、総合的に行い次の区
分をするものとする。

ア 異常認めず

イ 要指導

ウ 要治療

(区民への周知)

第9条 区は、区民に対して健診実施の周知を図るため、区の広報紙等への掲載および実施機関に
ポスター等の掲示をするものとする。

(受診方法)

第10条 健診の受診希望者は、実施機関に住所、氏名および年齢が確認できるものを提示して、受
診するものとする。

(診査後の措置)

第11条 実施機関は、受診者に指導区分を附し、必要な指導を行うとともに、健診の診査結果を地
区医師会に報告するものとする。

(2) 地区医師会は、実施機関からの報告をとりまとめ、区に報告するものとする。

(請求手続)

第12条 地区医師会は、必要書類を添えて区に請求するものとする。

(委任)

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、健康推進部長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。